

令和8年度 三世代が同居や近居となる子育て世帯の転入を支援します  
**安芸市三世代同居等移住支援事業補助金**



令和8年4月1日～令和9年3月31日までに要した下記のどちらかの費用

※以下①と②の合計額

上限 **20** 万円

- ①引越し費用・・・引越し業者への支払い費用
- ②住居費(賃貸借)・・・賃貸借契約の際に要する  
仲介手数料

※以下①と②の合計額

上限 **24** 万円

- ①住居費(購入)・・・購入費
- ②住居費(改修)・・・住宅改修業者が行う改修費

### ◎対象者の主な要件

- 三世代同居等となる子育て世帯の父または母
- 子育て世帯および親世帯の全員が市外から安芸市への転入者  
(現に親世帯が安芸市に居住している場合は、子育て世帯のみが転入)
- 安芸市内に転入後、1年を経過していないこと
- 子育て世帯及び親世帯に安芸市税等の滞納がないこと  
などの要件をすべて満たした者



- ・子育て世帯 ...18歳未満の者(出産予定を含む)とその父や母で構成され、同居している世帯
- ・親世帯 ...子育て世帯の親(祖父母含む)の世帯
- ・三世代同居等 ...子育て世帯と親世帯が、安芸市内において同居または近居すること
- ・同居 ...子育て世帯と親世帯が同一の住宅に住所を有し、居住すること
- ・近居 ...子育て世帯と親世帯が安芸市内に居住すること

### ◎申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月10日(水)(月～金 8:30～12:00、13:00～17:15)

※予算上限に達し次第受付を終了します。

申請・問い合わせ先

安芸市役所 企画調整課 企画係 〒784-8501 安芸市土居82番地1 2階②の窓口

電話:0887-35-1012

FAX:0887-35-4445

E-mail: kikaku@city.aki.lg.jp